

NPO法人の税制支援に関する提言

平成22年12月1日
NPO議員連盟

平成10年に議員立法で成立したNPO法（特定非営利活動促進法）は、この12月1日をもって、施行12周年を迎えました。

この12年間、NPO法人の数は4万法人を超えるに至り、全国各地において活発な活動をされております。しかし、一方でNPO法人の約7割が財政上の課題を抱えるなど、まだ多くの課題を抱えている現状もあります。

私たち「NPO議員連盟」では、日本のNPO法人が、さらに自主的な活力を強め公益活動の一角をしっかりと担っていくために、とりわけ早急に実現されるべき事項について、以下の通りとりまとめ、提言するものです。

これらの提言の実現は、日本に新しい寄附文化を生み出し、社会貢献を志す市民に新しい活躍の機会を与えることにもなります。

政府は、この提言に沿って、必要な措置をとることを強く要望します。

1. 認定NPO法人に対する寄附について、税額控除方式を導入し、税額控除の割合は寄付金の50%（所得税額の25%を上限）とし、現在の所得控除方式との選択制とすること。
2. 認定NPO法人の認定要件について、大幅な緩和を実施すること。

具体的には、

- ① PST要件について、3000円以上の寄附者が100名以上あれば認定するという、絶対値で判断する基準を導入すること。

- ② 米国の認定制度にあるような「仮認定制度」を導入し、P S T要件を満たさない場合でも、税制優遇措置を受けられるスタートアップ支援措置を講じること。
 - ③ P S Tの特例である、基準値を5分の1以上とする措置を恒久的措置とすること。
 - ④ 地方自治体が条例で独自に指定したN P O法人には、P S T等の要件を課さずに寄附税制の支援が受けられるようすること。
3. 所轄庁によるN P O法人の情報開示をインターネットで行うこととし、N P O法人の信頼性を高めるとともに、市民がより適切に寄附先を選択できるようにすること。ただし、その際、個人情報の保護に関しては十分な配慮を払う措置を講じること。
 4. 地方分権を促進する視点より、認定N P O法人の認定主体を国税庁から、主たる事務所がある都道府県知事に移管すること。この場合、認定要件をいっそう明確化し、行政の恣意的判断をできるだけ排除するとともに、都道府県が運用しやすいように図ること。
 5. 認定N P O法人が、収益事業から収益事業以外に支出した場合は、社会福祉法人等と同様に、収益事業の所得の50%（または200万円）までを損金算入できるようにすること。
 6. 上記の措置に関しては、次期通常国会で法案を成立させ、早急な実現を図ること。とりわけ、税額控除に関しては平成23年1月に遡って適用すること。
 7. いっそう寄附を促進する観点から、日本版ブランド・ギビング制度（信託を活用したN P O法人等への寄附への税制優遇）の導入、寄附金への年末調整制度の適用や、地方自治体における1%支援制度の採用を促進する措置などの検討を行うこと。